

建設経済常任委員会

令和2年6月18日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第32号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

出席委員（5名）

委員長	向 後 悦 世
委 員	佐久間 茂 樹
委 員	高 木 寛

副委員長	遠 藤 保 明
委 員	木 内 欽 市

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長	伊 藤 保
-----	-------

説明のため出席した者（12名）

副市長	加 瀬 正 彦	水道課長	宮 負 亨
農水産課長	多 田 一 徳	建設課長	加 瀬 博 久
商工観光課長	小 林 敦 巳	農業委員会 事務局長	向 後 秀 敬
都市整備課長	栗 田 茂	下水道課長	丸 山 浩
その他担当 職員	4名		

事務局職員出席者

事務局長	花 澤 義 広	事務局次長	向 後 哲 浩
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

委員の皆様、執行部の皆様におかれましては、梅雨時のうっとうしい時ではありますが、
コロナウイルス感染、また健康面には十分留意して臨んでいただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

伊藤議長。

○議長（伊藤 保） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました1議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、議案第32号の令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項の1議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会となります。担当課長の紹介をさせていただきますと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） はい、よろしくお願いします。

○副市長（加瀬正彦） それでは、順次自己紹介という形でそれぞれ紹介させますので、よろしくお願いします。

○農水産課長（多田一徳） おはようございます。農水産課長、多田と申します。よろしくお願いします。

○商工観光課長（小林敦巳） おはようございます。商工観光課長の小林でございます。よろしくお願いします。

○下水道課長（丸山 浩） おはようございます。下水道課長の丸山です。よろしくお願いします。

○水道課長（宮負 亨） おはようございます。水道課長の宮負です。どうぞよろしくお願いします。

○農業委員会事務局長（向後秀敬） おはようございます。農業委員会事務局長の向後です。よろしくお願いします。

○建設課長（加瀬博久） おはようございます。建設課長の加瀬と申します。よろしくお願いします。

○都市整備課長（栗田 茂） おはようございます。都市整備課長の栗田です。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月11日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第32号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第32号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。
農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 議案第32号、令和2年度旭市一般会計補正予算の農水産課所管事項につきましては、本会議における補足説明以外にはございませんので、ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 議案第 32 号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。

緊急の補正予算ということで、大変ご苦労さまでございます。コロナウイルスの対応で皆さん大変だと思います。その中でこんなに早急に補正予算を組んでいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

それで、第2次の補正ということで、私、議案も直接本会議で出されたわけですから、よく分からないところがあるんですよ。所管の問題もあるんですけども、まず最初にこれ頂いたんですよ。新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金の活用事例集。特に説明は受けていませんけれども、今回の交付金はこれですよ、地方創生臨時交付金ということですよ。これを農水産課と商工課に分散して、3つの事業に分けて予算を組んだというお話なんだろうと思います。

それで、農水産課で1回この質問は聞きましたけれども、農水産課、商工課もそうなんですけれども、この国庫金を、まずここの中で百幾つ事例がありますよね、106 だっけ。109 事例があるんですけども、この中で商工課も含めてどれに相当するのか。それをまずちょっと教えてもらいたいと思うんですよ。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 6分

再開 午前10時 7分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） この事例集につきましては国のほうから例えばということで、こういう形で使えるのではないかという、あくまでも示されたものであります。

今回については、どちらかというと新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、地域経済、住民生活の支援というところの大きなテーマがあります。その中で、農林水産業、そ

れから中小企業、そこを救いましょうと、そういう形でそこに取り込んでいます。

ですから、この中でこの形どおりに申請しなければいけないというものではなくて、あくまでも地方で考えて出してくださいと、そういうことでございました。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） そういった意味では、確かに事例だから。でも 109 あるから、どこかに該当するのはあるのかなと。

一般質問で伊藤房代議員が質問された、そのほかの議員も質問されていますけれども、幾つかあるんですよね。房代議員も、この中に書いてありますから。例えばGIGAスクールでしたっけ、それから相談所の設置ね、この中に書いてあるんですよね。だから、金額が金額だから、相談所を設けたってそんなに大きな金はかからないんだろうと思いますけれども、かからないものは早めにやってもらったほうがいいのかなと。

何しろ私らも分からないし、これを読んでいくとね、臨時交付金の留意点と書いてあるんですよ、81 ページに。使ってほしくないということなんだろうと思う。これもかなり難しい書き方をしてあるから分からないんだけど、これについてはどうですか。副市長、どうやってお考えになっていますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 地方創生のこの臨時交付金につきましては、あくまでも各市町村の財政力とか、あと人口、そういったものを踏まえて、まず最大ここまで配分できますよというその上限額が設けられています。そこにどのような形で充てるかということで各事業、これが例示の中で様々なものがあります。

その額を超えるような形でできれば申請はしてください。要するに、申請しなければその交付金自体もお金がもらえない形になってしまう可能性があります。ですから、目いっぱいその額を超えるような形でもう既に申請する。第1次の補正でも、本来はこれに該当するものもあるんですけども、その中ではまだ額が定まっていないものもありましたから、取りあえず交付金は充てていなかった。ただ、この後それが対象になる可能性もあります。

あと、留意点の中で、ここに書いてあるとおりなんですね。まず基金は駄目ですよ。損失補償も駄目ですよ。それから人件費に充てるのも駄目ですよ。要するに、後で使おうとして、その地方公共団体が財産になってしまうような、そういう形は駄目だということなんですね。

ですから、この緊急対策はあくまでも新型コロナ対策の中で必要として、地域の中で実施

するものということになりますので、それを踏まえて使っていくという、そのために申請をしていくという形で今考えています。

この後、第2次補正も通りましたので、その中でもまた配分の上限額というのが出てくると思います。それに対しては、先日の議会の中でもお答えしましたとおり、医療であったり介護であったり、そういった福祉関係のところにも少し手当てしていかなければいけないだろう、そういう形で考えているということでお答えしたところでございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ありがとうございます。

国庫金幾らですかね、2億9,000万円でしたっけ。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） いや、どうやって来たかなと思った。これは要するにこちらで申請して勝ち取ったと……。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） だから、これは要するに申請して勝ち取ったということでもいいんですかね。ともかくこちらから申請してもらったということで……。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） 臨時交付金の留意点の中で、事業者等への損失補償というのがあるね。もちろんこれ、要するに行政のほうから営業をやめろと言っても損失補償費には使えないということなんでしょう、これ。そう取っていいんですかね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 直接的に損失が出たから、それを穴埋めするような交付はできないということですね。今やっているのは、あくまでも事業を継続していくということの助成というのは、県でも国でもそういう例示が出されて、それに伴ってやっているということになります。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 私がちょっと心配しているのはね、今農業もそう、商工もそうだけれども、継続するといって、でも出す金額は要するにどのくらい売上げが減っているかというような話を根拠に算出するわけだから、どちらかといえば損失補償に近いんじゃないのかなと。この点に引っかかる点はないのかなと、ちょっとそれが心配なんですよ。

ただ、あとほかの市町村はどうなんですかね、やっぱり同じようにやっているんですかね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

あくまでも損失補償という観念ではございません。これは国の継続支援金、それから県の支援金も、あくまでも事業の経営の維持や継続のための支援金として支出しております。対象は昨年減額した、50%減額とかいろいろございますが、ただあくまでも支援金でございます。近隣の市町村も同様のものを支出しておりますが、あくまでもそのような名目を出しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ありがとうございます。

杞憂なのかもしれないんですけども、ここに留意点と書いてあるから。損失補償も継続支援金も、何か言葉は違うけれども私はそんなに変わらないような気がするんだけどね。だから、要するにここに引っかからないということで、今回はあまり細かいことは言われなと思いますけれども、一応確認のためにちょっとお伺いさせていただきました。

じゃ、早速農水産課のほうにね、この表ありがとうございます。分かりやすい、話が。

それで、売上げ減少 50%以上、まず最初は1回これを聞きますね。30%から 50%という確認の方法はどういうふうにするんですかね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 売上げの減少の 30%以上、また 50%以上につきましては、関係機関であります海匠農業事務所またはJAちばみどり、あと各農家の聞き取り等をさせていただきまして、その中で状況を把握する中で、こういう 30%からの減額ということで決めさせていただきました。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 30%、50%というのは昨年の売上げに対してですよ。それに対して、ただ、今は途中でですけども、まだ分かりませんが、どうやって確認するんですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 昨年度の申告のほうをもちまして申請をしていただいて、本年の2月から7月の収入で30%以上、50%以上の確認をするようにしております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 大変だと思うんだけど、2月から7月って半年ですよね。そうだよ。7月の売上げを待って、この半年で昨年の所得と比べるということですか。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） すみません。この考え方が私どもの中小企業と農水が同じでございますので、ちょっとご答弁申し上げます。

まず今回の対象は、今年の2月から7月までの売上げに対しまして、その前年同月比です。ですから、昨年の2月から7月、今年の2月から7月の、例えば4月に昨年100万円売上げがあった。今年だと50万円になってしまった。これで50%減ということです。あくまでも前年同月比と対照でございます。

これは、昨年の場合は確定申告書によりまして昨年の売上げは確定します。今年の売上げにつきましては、商工のほうですと、ご商売をされていれば売上台帳、だいたい月の売上台帳はつけていると思いますので、それと対比してということであります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと話がそれますがけれども、この給付事業を、農水産課も商工課もそうですけれども、この案をつくるときにはどういうスタッフでつくられたんですか。どこかほかにも聞いたとか、副市長、ちょっとその辺、どういうふうにあ案をつくられたのか。何を参考にしたとか、ちょっとその辺を教えてください。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） この考え方は、今国のほうでしております持続化給付金、これがまさに全く同じです。添付する書類も、それから前年同月比の50%減とかそういう考え方は全て同じですので、考え方は国また県も同じです。それらを参考にしております。ほかのところも多分同じような考えだと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 国を参考にして、各課でまとめたということでもいいですかね。

ほかのところからあまり参考意見とか聴いていない、国からのを見本にして、国が全てこういう形でやっているということでもいいんですね。

(発言する人あり)

○委員(佐久間茂樹) 給与所得はね。じゃ、農水産課もそれにのっとっているということだね。特に直接農家の方とか意見を聞いたということはなかったですか。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(多田一徳) 減収のほうの影響につきましては、農家のほうに伺ったりはいたしましたけれども、収入の減少率とか影響ですね、農家の収入の影響についてはお伺いしたりはいたしましたけれども、支援金のほうの内容については意見を聴いたりはおしてありません。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 今、農家さんに聴いたと言いましたけれども、どの辺の方にお伺いしたんですか。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(多田一徳) 影響につきましては、先ほどの海匠農業事務所またJAちばみどり、それから、こちらで花の農家でありますと協議会のメンバーでやる花の農家とか、今災害支援のほうで台風15号の災害のほうで実績報告を上げてもらっていて、現場の確認をしたりしていますので、そういった中で現場に伺ったときにどういう状況かといったところを、影響のほうを伺ってまいりました。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) ここに書かれている30%、50%、あるいはその補償率とかという相談はしていないのか。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(多田一徳) 相談はしてありません。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 率はちょっとね、私もできるだけ公平にお願いしたいという議会でも話がありましたので。そうなるためにどうしたらいいのかなと考えさせてもらっているんですけれども、さっき、前年と同じ月での比と言いましたけれども、確定申告に多分、月ごと

の出来高申告はしているんですか、農家で。していますか。それちょっと確認。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 確定申告のほうで、明細のほうで各月の農家のほうではないかと思えます。それですので、月の把握をする場合には年間収入を、1年間であれば12で割った平均の金額を基に計算させていただくようになります。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 要するに年間12分の1で割ってと、そのほうが分かりやすいかもしれないですね。そういう判断でやると。

それで半年で50%の売上げ、半年で50%でしょう。月で50%じゃないよね、半年で50%だよ。30%、50%というのはね。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） その辺、ちょっともう1回お願いできますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 減少につきましては、一月の減少で見ますので、一月の前年との比較が30%以上または50%以上ということで判断いたします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 昨年の売上げの12分の1、1か月分に対して、半年だよ。半年に対して2月から7月の半年が30%を切るあるいは50%を切るということは、相当大変なことなんだろうと思うんだけど、しかも7月後半までという話になると、本当にあり得るのかなと。むしろ経営を心配しなきゃいけないと思うんだけど、まず最初、もう1回確認します。2月から7月と言いましたけれども、例えば2月から6月、要するに5月から遡って半年、なぜ2月から7月なのか。できるだけ早いほうがいいのであれば、コロナが発生した1月から6月までとかのほうが良いような気がするんだけど、どうですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） この補正予算を組むときに加わって、政策判断という形で30%、50%というのを決めました。ちょっと誤解があるかもしれませんが、例えば3月なら3月。3月でもコロナ禍で事業がだいぶ落ち込んでいる業者がありました。そこで、例えば

前年の3月を見たときに100万円売上げがあつて、3月がもう30万円しかない。そうすると7割減です。その3月一月を捉えても申請ができます。ですから7月まで待つ必要はないということですね。

(発言する人あり)

○副市長(加瀬正彦)　そういうことです。ですから、一月だけを比較すればいいだけの話であつて、2月から7月までの一月でも30%以上落ち込んでいれば申請ができると。ですから、今の段階でも、7月から受付したときに、5月が減っていますからということであればそれで申請できますということです。そういう形で制度設計を組みましたのでお願いいたします。

○委員長(向後悦世)　佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹)　農家の場合、毎月均等に売上げがあるわけではないだろうと思うんですよ。だから、昨年の1年分の平均に対して30%、50%と下がることは多分あるのかなと。私は農家じゃないから分からないけれども、出荷しなければできちゃうわけね。だからあり得るわけだよ。その辺、じゃ、分かりました。それはいいです。

ともかく、昨年の出来高の12分の1、1か月分に対して、今年2月から7月の間でそれを30%ないし50%下がっていれば、30%から50%の人は10万円と、50%以上だったら20万円という話ですね。了解しました。

それで思うんですけれども、例えばそれで言うと29%しか……、だから、あと申告に当たってその申告の証明はどうやって取るんですか。

○委員長(向後悦世)　佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(多田一徳)　証明につきましては、前年は申告書になっていますけれども、その後、本年につきましては収入の確認できる書類を添付していただくようにしてございます。

○委員長(向後悦世)　佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹)　具体的にどんな話でしょう。出さなければ出さないでいいわけだから、なかったという証明は結構大変だと思うんだよね。あつたという証明は、通帳を出すのは簡単だけれども、自己申告でしょう、あくまでも。ありませんでしたという証明は具体的にどんなものを取るんですか。

○委員長(向後悦世)　佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 前年の収入につきましては、申告書を出していただきまして月の確認をいたします。本年の収入につきましては、計算していただいた一覧表を出していただきますが、それに基づきます収入の確認できる伝票ですとか通帳の写しですとか、そういった収入を確認できるものと比較した中で判断をしていきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） しつこいようで申し訳ないですけども、これに反対する気はないので。

ただ、実際実務で受け取る際に、私は隣も農家だし、いとも農家やっているから、申請するときはどうすればいいのかというふうな話を聞かれるわけですよ。だから、受けるほうでもこうやって話をしていたほうがいだろうと思ってお伺いするわけで、別にいじめるつもりも何ともないんです。

それでね、例えば 29%しかなかった、そうしたらもらえないわけでしょう。それから 48%でしたと。48%だと 10 万円になっちゃうんだよね。すごく段差が大きいような気がするんだよね。その辺はどうですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 29%とか 50%以下の 48%につきましては、支援の中で 30%以上、50%以上というふうに設定をさせていただきましたので、そこは設定させていただいた数字の中で判断をさせていただきたいと思っております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） あと、全体とすれば、この給付事業の目的というかね、ちょっと冒頭言いましたけれども、ちょっと、これ表をもらいましてありがとうございますね。2,226 件で、私、農家の所得って分からないんですよ。1 戸当たりどのくらいの、ピンキリあるんでしょうけれども、最少と最大と平均はどのくらいなんですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません。ちょっと今数字を持っていませんので、後ほどまたご回答させていただければと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ごめんなさいね。

2,226 件で、旭市の農業総生産高は幾つぐらいでしたっけ、50。ただ1 件当たり平均すると二、三千万円かなと勝手に思うんですが、分かったらありがたいなと。これ 2,226 件であって、全部これは申告している件数ですよ。申告していない人も入っているんですか。申告義務がないとかさ。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） こちらの 2,226 件ですけれども、まず農業者につきましては 2,185 件ということで、こちらは農林業センサスのほうの販売している農家数の数字を持ってきております。水産業者につきましては、海匠漁業事務所のほうに水産業者の数ということで伺いまして、そちらを出させてもらっております。

先ほどの農業者の年収の関係ですけれども、農業者の年収の平均というのはデータがございません。収入で高い安いというのもいろいろあるというところで、ちょっとデータのほうは持っていません。

認定農業者というものが農業の政策の中にありまして、認定農業者の目標のほうは 600 万円以上を目指すというようなことで、認定農業者の認定のほうはしております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今、何でお伺いしたかということ、年間 1,000 万円、2,000 万円の農家ですかね、それと年間 5 億円とか 10 億円やっているところもあるのかもしれない。私は分からないので。10 万円とか 20 万円というのは、やっぱり年商によって重みはかなり違うと思うんですよ。今 600 万円とおっしゃいましたが、600 万で 50%減ったら大変だろうと思うけれども、600 万円に対して 20 万円あるいは 600 万円に対して 10 万円と、1 億円に対して 10 万では全然重みが違うよね。

できるだけ公平にということで考えると、この金額で経営を持続するとかというような金額じゃないと思う、そんなに大きな金額じゃないと思うので。言ってみればお見舞金みたいなものだろうね。経営するためにはやっぱりある程度まとまった金額をお借りして、利息を補給するとか、保証料をするとか、こっちにありましたね、それは使ってもいいわけだね。

そうすると、今回のこれについては、お見舞金だから 1 人頭 10 万円と最初に出しましたけれどもそれに近い形で、できれば平均、これで見るともらえない人が半分近くいるみたいだから。できれば均一というような考えあるいはベース、例えば 1 戸当たり全部 5 万円を基本として、あとは売上げ等にして、均一で出せば手間は減るよね、お役所の。今回はそう思

うんだけれども、出すのにすごい手間暇がかっちゃうでしょう。役所で自分たちの仕事をつくっているような気がするんだよね。だからできるだけ楽にしてあげたい、楽なほうがいいと思う。極端に言えばもらわないほうがいい、例えば税金をもらわないとか、水道料金をもらわないとか、そのほうが楽だと思う、早いと思うんだよね。

まあ、それはいいですけども、これについてそういう考えというのは出なかったんですか。農水産課のほう。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 支援金のほうの内容をまとめる際に、先ほどありましたように、持続化給付金のほうを参考にさせていただいているというところがございます、持続化給付金のほうは 50%以上ですので、50%以下の減少のあったところというところで、その下の 30%以上というようなところを設けさせていただいています。30%以上につきましては、先ほどご回答させていただきましたけれども、農業者なり関係機関のほうに聞き取りをした中で設定させていただいたというところがございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） いろいろ言ってますみません。

やっぱり公平にお願いしたいという話もありました。だから、あと実施して、別に反対するつもりはありませんけれども、このとおりやって、後であそこがどうの、うちはもらえなかったとか、そういう不平とか何か話が出ないやいいなという心配をしますので、できるだけ手厚く均等にお願ひできたらありがたい。手厚くたって決まっているんだけれどもね。

ただ、その中で1億6,000万円でしたっけ。計画を立てたんだから消化できるんだろうと思いますけれども、その辺の見込みというか、申請受付が9月30日までですか。その辺も含めて、受付がいつで、いつ頃までにこれを予算消化するのか見通しをお伺いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農業者への案内というか周知につきましては、各市役所の本庁、支所または農業事務所、JAちばみどりのほうへも協力いただきまして、そちらのほうに申請書のほうを置かせていただいて、周知をしてまいりたいと思っております。

申請の受付期間につきましては、議会のほうの議決をいただきましたら、7月1日から9月30日までの中で業務のほうを執り行っていきたいと思っております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 9月30日までに受け付けて締めて、9月中にお支払いできるんですかね。10月中。11月まではいかないでしょうけれども、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農業者への支払いのほうですけれども、こちらは受付を行った早い順に交付していきたいと思っております。7月につきましては8月上旬といったような形で、交付のほうをしていきたいと思っております。お願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） じゃ、少なくとも申請して翌月には入金されるということでもいいですかね。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 時間もありませんので、手短に2点ほどお願いします。

本会議でもちょっと質問したんですが、50万円以上の販売農家が対象になるということでもいいですね。50万円以上と言ったよね、農家。販売金額50万円以上の農家が対象になると言いましたよね。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） もうちょっといく。たしか50万円と言ったような気がしたんですけれども、そうすると月4万円なんですよ。じいちゃんばあちゃん農業も対象になるということでしたよね。そうすると、例えば月4万円ぐらいの人が1か月の売上げが半分、2万円以下になって、そこに20万円出るという解釈にもなっちゃうんですが、そうすると、先ほど佐久間委員が言ったように不公平感、これは初めてのことから難しいと思うんですよ。

例えばキャベツなんかの場合には、出荷した1箱当たり幾ら以下になったら補填を出すということなんですよ。今の場合、旭市の場合には売上げでしょう。例えば、そうか、じゃあねと、農家の人が冗談交じりに言っていたんですよ。じゃ、今月は出荷しないで来月まで持ち越して出荷して、今月の売上げを下げようということもできちゃうんですよ。

ですから、そこら辺はちょっと、当然そういう、どうせならずらして、大型野菜なんか今はすごく安いですから、2月、3月はすごく高値でもうかったけれども、今月出すとぐっと赤字ね。むしろそうした場合には、じゃ出荷しないようにしちゃおうよという場合には半額以下になりますよね、1か月のトータルですから。そういったところもちょっと考える。初

めてのことですからそういうことも当然あり得ますので、その点。

それとあと保育所のほうですか。これが全部の認可保育園併せてこの金額、1か所当たり幾らにもならないと思います。やはり上限が決められるということでしたっけ。

この2点。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員、保育所のほうは文教のほうの所管なので。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず50万円の件ですが、50万円と申し上げたのは販売農家のほうの基準の関係で、販売農家数の2,185件、これが30アール以上の面積で50万円以上の売上げがあるということで、その50万円という販売農家のほうの説明をさせていただいたものでございます。

農家の申請につきましては、偽り等の不正手段によって支援金の給付の決定を受けたものに対しては取消しといたしますか……。

（発言する人あり）

○農水産課長（多田一徳） それは前年の売上げのほうの書類をそろえていただいて、その中で確認ができるということであれば、それはこちらで対処……。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。答弁が終わった後にまた質問してください。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） だから、あと単価は1箱当たりじゃなくてトータルでということでしょう。だから、箱数を出さなくて売上げが減っても該当になるということでしょう。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） トータルで考えた減収ということになります。トータルで収入のほうを考えたときの減収率と……。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） それでは私から。

一般質問でもちょっと発言しましたけれども、農業者が持続化給付金、これが受給できる

ということと、今度の継続支援金給付事業。こういうのを旭市としてやったと、まずそのお知らせをぜひ、先ほど課長からいろんなＪＡとかお話もありましたけれども、この徹底をぜひお願いしたいということがまず１点。

それから、持続化給付金パンフレットでは、2020年１月から12月のうち、一月でも事業者が減収したというところで今年の12月までの間で申請できると、選べると。今の旭市でやるのは2月から7月までというのは期間が短いというのは、これはどうなのかなということと併せてお答えをお願いします。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 周知につきましては、漏れのないように各機関と連携いたしまして徹底して行っていきたいと思います。

2月から7月に設定した理由でございますけれども、市内での影響のある期間としまして判断をいたしました。緊急事態宣言が解除されまして、飲食店の営業なども再開していることから、8月以降については含めなく7月までとさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員。

○委員（高木 寛） ぜひそういう取組をお願いします。

最後の質問で、持続化給付金を申請して受給できると、もらえると。併せてこちらの給付金、これも申請してできる、両方もらえるということでもいいんですか。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 持続化給付金とこちらの市の継続の支援金のほうは、それぞれ申請していただければ両方とも給付になります。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

これより討論を省略して議案を採決いたします。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 今一緒……。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません。商工課のほうも資料を頂きまして、ありがとうございます。特に説明がなかったということで、農水産課と別にお伺いしようと思っていましたけれども、取りあえず一言だけ。

これね、3,000 件頂いています。それで、第1次補正で飲食店 7,000 万円でしたっけ、出しています。それでプレミアム付商品券はいいとして、今回の件で、それからあと県のほうでやっているのもあるんですけれども、1億円の利子補給が当初予算に入っていると思うんですけれども、まあそれはいいとして、取りあえず飲食店のほうの進捗状況、どのくらい進んでいるのか。そして、今回またこれが出てくるわけだから、3,000 件あると大変だと思うんだよね。だから、あまり細かく、分からないから細かく聞きたいんだけど、取りあえずその辺の進捗状況と今回の支援金、継続支援金なんだよね、旭市は。給付事業ということでね。これも締め、農水産課と同じように7月で9月30日、これはあまり関係ない、12月まで。その辺をちょっと教えてください。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） まず、先行しております飲食店の給付の状況でございます。6月12日時点で263件の申請がございました。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） すみません。あのときもちょっと私申し上げましたが、700件はマックスの数字で見えております。これは当時、資料を集めたんですけれども、なかなかかっちりした資料がございまして、予算に不足があってもいけないと思いまして、マックスの数字を出させていただきました。

それと今回の、先ほどの繰り返しになりますが、あくまでも2月、先ほどから再三申し上げますが、対象は中小企業のほうでございますが、2月から7月を対象月として、これの前年同月比、さっき農水のほうで話しました、同じでございます。30%以上もしくは50%以上、あくまでも前年同月比でございます。申請のほうは7月1日から受付できるように準備しております。9月30日まで。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと時間があって、消化するのも、本当に今回3億2,000万円でしょう。3,000件で飲食は二百何件と言いましたっけ。それはもう済んだという形で、これ

は重複可能なんですよね。それにしても3億2,000万円を支給するというのは結構大変なのかなと思うので、いろいろ問題はあるんでしょうけれども、市民の皆さん、不平不満は……。

というのは、社会福祉協議会のほうの受付でだいぶ私のほうにも問合せがあったんですよ。20万円借りて1年据置きで毎月5,000円ずつ返していくという話ね。実際事業を継続するというのは、多分借りて、1年据置きとかで借りてね、例えば5万円、10万円をもらってもそんなに商売にあまり影響ないと思うので、多分100万円あるいは500万円借りて、据置きで1年間ぐらい利子補給、保証料を給付してもらおう。その事業はここに書いてあるんだよね、利子補給ね。そっちのほうがいいんだろうと思うんですけども、それにしても、その20万円を借りるのにさんざん言われたと、あれ出せこれ出せとね。預金通帳持ってこいと、通帳の残高出せとかね。20万円借りて毎月5,000円で返していくのに、友達から借りろとか言われてとか、かなり話があるんですよ。

だから丁寧にやっぱり対応して、できるだけあまり不平がないようにしていただきたいなと。それはちょっと、県のほうと関係ない、関係ないということもないので、それで一括で相談できる窓口が、房代議員のお話じゃないけれども欲しい、やっぱり必要だと思いますよ。できるだけ早めをお願いしたいなと、そう思います。すみません、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 説明は親切丁寧に、処理は迅速に正確にと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 3,000件を相手にして商工観光課だけ、あるいは農水産課だけでやるのは大変だろうと思うんだよ、俺。本当に大変だと思う。できればそんな仕事やってほしくないと思います。別にセクションを設けて、多少お金かかってもやってもらったほうが良いと思う。今までの仕事もあるでしょうから、そう思っているんですよ。本当に大変だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 答弁いいですか。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） お気遣いいただきましてありがとうございます。

うちのほうも今回アルバイトも受付を計上しております。もし商工観光課でももちろん対応できなければ、待たせることないように本課のほうのお手伝いもいただいて支給したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第 32 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第 32 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（向後秀敬） それでは、農業委員会事務局より、今後の農業委員会活動について、ご報告いたします。

今回、第2回定例会におきましてご承認をいただきました17名の農業委員は、市長より7月20日に任命書の交付を行い、その後、初総会を開催する予定となっております。

農業委員と同時に募集を行ってありました農地利用最適化推進委員20名につきましては、農業委員会から同じく7月20日に委嘱を行う予定でございます。

なお、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期は3年間で、今後は農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地法に関する業務、農地の利用集積、耕作放棄地対策等に取り組んでいくものでございます。

農業委員と農地利用最適化推進委員につきましては、お手元の表のとおりでございます。

農地利用最適化推進委員につきましては、7月20日の農業委員会総会での承認後となりますので、候補者としてございます。

以上で農業委員会事務局所管の報告事項について終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 3分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世